

# 一般社団法人 日本産婦人科乳腺医学会定款施行細則

## 第1章 会員

第1条 この法人の会員種別は正会員、メディカルスタッフ会員、名誉会員、賛助会員とする。

### 入会金及び会費

第2条 入会金及び会費を次のごとく定める。

- (1) 入会金 5,000 円
- (2) 会費年額 10,000 円、メディカルスタッフ会員 5,000 円
- (3) 名誉会員、名誉代表理事、名誉理事長は、会費を免除する。

2 賛助会員は年額1口 100,000 円とする。

### 名誉会員の選考基準

第3条 名誉会員の称号は年齢 65 歳以上の会員で次の各号の 3 以上の条件を満たすものについて選考し、授与することができる。

- (1) この法人の発展に特に寄与したもの
- (2) 常務理事会の総意において認められたもの
- (3) この法人の学術集会において顕著な業績を発表したもの
- (4) この法人の評議員に通算 10 年以上就任したもの
- (5) この法人の理事、監事に通算 6 年以上就任したもの
- (6) この法人の理事長、学術集会長に就任したもの

### 名誉会員の選考特例

第4条 乳房疾患研究の進歩あるいはこの法人の発展に著しく貢献したと認められる者に対しては、前条の規定にかかわらず選考の上、名誉会員の称号を授与することができる。

### 名誉会員の推薦手続き

第5条 理事は名誉会員候補者を理事長に推薦し、理事長はそれを理事会にはかり、社員総会の承認を受ける。

### 名誉会員の処遇

第6条 名誉会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状を贈呈する。

2 名誉会員は、理事会及び社員総会に出席して発言することができる。但し、議決権は有しない。

### **名誉代表理事と名誉理事長の選考**

第7条 本会の代表理事に就任し、合わせて第3条の各号の1以上の条件を満たす者について選考し、名誉代表理事の称号を授与することができる。

2 本会の理事長に就任し、合わせて第3条の各号の1以上の条件を満たす者について選考し、名誉理事長の称号を授与することができる。

### **名誉代表理事と名誉理事長の推薦手続き**

第8条 理事は名誉代表理事、名誉理事長候補者を理事長に推薦し、理事長はそれを理事会にはかり、社員総会の承認を受ける。

### **名誉代表理事と名誉理事長の処遇**

第9条 名誉代表理事と名誉理事長の称号は終身称号とし称号盾を贈呈する。

常務理事会、理事会、総会に出席して発言することができる。但し議決権は有しない。

## **第2章 役員、幹事の職務**

### **常務理事・幹事の担当**

第10条 担当職務を次のごとく定める。

- (1) 総務：庶務業務
- (2) 会計：学会会計業務
- (3) 研修：研修関連業務
- (4) 認定：認定制度業務
- (5) 学術：学術関連業務
- (6) 渉外・広報：関連学会、学会外部との各種折衝業務、広報業務
- (7) 編集：機関誌発行業務
- (8) 組織：評議員選考委員会業務と地域乳腺医学会連携支援業務
- (9) 将来計画：将来計画企画立案業務
- (10) 乳房エキスパート看護職：乳房エキスパート看護職業務

## **第3章 学術集会**

### **学術集会の呼称**

第11条 定款第43条の学術集会の講演会は第〇〇回日本産婦人科乳腺医学会・学術講演会と呼称する。

### **学術講演会の運営**

第12条 学術講演会の運営は学術集会長が裁量する。

### **学術集会の会期**

第13条 学術集会の会期は2日以内とする。

## 第4章 認定医

### 認定

- 第14条 この法人は、本目的に沿った技量が一定のレベルに達した医師に対して認定を行う。
- 2 認定制度委員選出など認定制度運用については認定医制度規則による。

## 第5章 諮問評価委員

### 諮問評価委員

- 第15条 この法人の目的を達成するため、産婦人科領域外の専門家より助言・答申を受けることを目的として諮問評価委員会を置くことができる。
- 2 諮問委員会はこの法人の事業、その他の重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べるができる。
- 3 諮問評価委員はこの法人の会員以外のものから理事会の決議を経て委嘱する。
- 4 諮問評価委員の任期は特に定めず必要に応じて理事長が決定する。

### 施行細則の変更

- 第16条 本施行細則の変更は理事会の承認を経て、社員総会に報告しなければならない。

### 附則

本施行細則は平成26年1月6日より施行する。

改定 平成30年3月11日

改定 平成31年3月10日

改定 令和6年2月19日